

## c)自然保全区域 [土地利用調整タイプ]

### 《土地利用の基準》

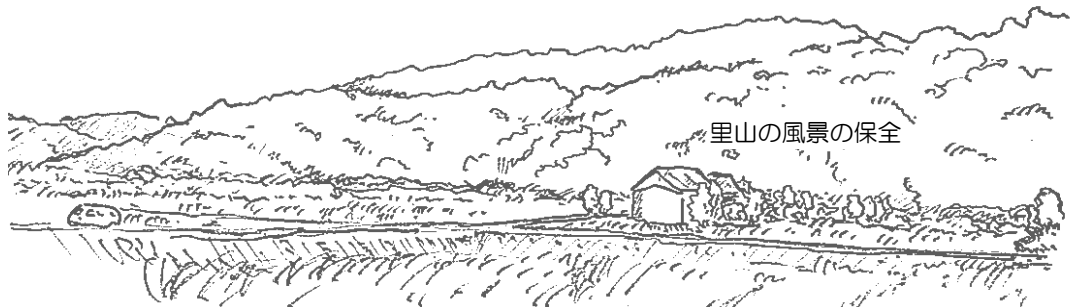
- 快適な暮らしの環境をコーディネートする
- 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ
- 交通ネットワーク、公共交通を充実する
- 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる
- 安全で安心できる都市生活を確保する
- 参加と協働のまちづくりを進める

本区域については、貴重な自然や生態系、里山の風景などを守る区域として、原則、森林および丘陵地の環境を保全するものとします。このため、やむを得ない場合の自己用住宅や分家住宅以外の立地を原則として制限します。

また、廃車置場など、露天の土地利用についても制限します。特に、本区域の場合、粘土や岩石採取、土砂などの埋立てなどの土地利用が行われる可能性が高く、景観上の問題だけでなく、土壌汚染なども危惧されます。このため、これらの土地利用を制限します。

### 《土地利用の誘導イメージ》

丘陵地などの貴重な自然環境の保全



里山の風景の保全

鎮守の森など、地域の貴重な緑の保全



<p>自然保全区域の土地利用の基準</p>	<p><b>《自然保全区域内において行ってはならない土地利用》</b></p> <p>自然保全区域内においては、次に掲げる土地利用を行ってはならない。</p> <p>■ 次に掲げる土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資材置場用地。ただし、自己の事業の用に供する資材置場で 1,000 ㎡未満のものを除く。この場合、開発区域の周りを樹高 1.5m 以上の中高木により、植栽で囲わなければならない。</li> <li>・ 駐車場用地（自動車の駐車のために使用する土地をいいます。以下同じ。）。ただし、自己の事業の用に供する駐車場で 1,000 ㎡未満のものを除く。この場合、開発区域の周りを樹高 1.5m 以上の中高木により、植栽で囲わなければならない。</li> <li>・ 洗車場用地</li> <li>・ 廃自動車等保管場用地</li> <li>・ 土石等採取用地</li> <li>・ 土砂等埋立用地。なお、農地における土砂などの埋立てなどで、3ヶ月を超える期間で行うものまたは現況の高さから 60cm を超える土壌の掘削を伴うものは、土砂等埋立用地としての土地利用とみなす。</li> <li>・ 土砂等一時堆積用地</li> <li>・ 廃棄物処理施設用地</li> </ul> <p>■ 次に掲げる建築物または施設の用途に供する土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物加工施設、その他の農業関連施設</li> <li>・ 農家住宅・分家住宅。ただし、当該区域以外に代替地がない場合を除く。</li> <li>・ 集会所</li> <li>・ 日常生活関連施設</li> <li>・ 社寺仏閣</li> <li>・ 社会福祉施設</li> <li>・ バスターミナル</li> <li>・ ドライブイン、ガソリンスタンド</li> <li>・ 火薬庫、火薬類製造所</li> <li>・ 準住居地域に建築することができない危険物の貯蔵・処理に供する建築物。</li> <li>・ 運動・レジャー施設</li> <li>・ ホテルまたは旅館</li> <li>・ 風俗営業または性風俗関連特殊営業を営む施設</li> <li>・ カラオケボックス</li> </ul> <p>■ その他自然環境を著しく悪化させるおそれのある土地利用</p> <p>■ 大規模特定開発事業用地</p>
-----------------------	---